

中共中央 國務院：『知的財産権強国建設綱要（2021－2035年）』

公表時間 2021年09月23日

先日、中共中央、國務院は、『知的財産権強国建設綱要（2021－2035年）』を印刷・配布し、各地域各部門で実情に応じて真摯に徹底することを求める通知を出した。

『知的財産権強国建設綱要（2021－2035年）』の主な内容は以下の通りである。

知的財産権強国の建設を統一的に推進し、知的財産権の創造、活用、保護、管理とサービスレベルを全面的に向上させ、社会主義近代化建設における知的財産権制度の重要な役割を十分に発揮するために、本綱要を制定した。

一、戦略背景

第18回党大会以降、習近平同志を核心とする党中央の強力な指導の下で、我が国における知的財産権事業の発展は顕著な成果をあげてきた。知的財産権をめぐる法規制度体系は徐々に改善され、中核的専利、有名ブランド、優れた作品の著作権、優良な植物新品種、高品質な地理的表示、ハイレベルな集積回路の回路配置デザインなど高価値な知的財産権の保有量が大幅に増加し、営業秘密保護は強化されつつあり、遺伝資源、伝統的知識及び民間文芸の利用レベルは安定的に向上し、知的財産権の保護効果、活用利益及び国際影響力は著しく向上した。社会全体の知的財産権意識は大幅に高まり、知的財産権競争力が比較的強い市場主体が多数出現し、中国の特色ある知的財産権発展の道を歩み出し、革新型国家建設及び適度に豊かな社会の全面的な構築という目標の実現を強力に保障している。

新たな発展段階に入り、高品質な発展を推進することは、経済の持続的、健全な発展を維持する必然的な要件であり、イノベーションは発展を牽引する一番の原動力であり、知的財産権の国家発展の戦略的資源及び国際競争力の中核的要素としての役割はより明確になっている。知的財産権強国戦略を実施し、新技術、新経済、新情勢の知的財産権制度変革への挑戦に答え、知的財産権の改革、発展の推進を加速化させ、政府と市場、国内と国際、並びに知的財産権の件数と品質、需要と供給の連動関係をうまく調整し、我が国における知的財産権の総合力を全面的に向上させ、社会全体のイノベーション活力を大いにかきたて、中国の特色ある、世界レベルの知的財産権強国を建設

することは、国の中核的競争力を高め、高いレベルでの対外開放を拡大し、より高品質、効率的、持続可能、かつ、公平で安全な発展を実現し、人民の日増しに増大する素晴らしい生活へのニーズに応じていく上で、重要な意義を持つ。

二、総体要求

(一) 指導思想

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導とすることを堅持し、第19回党大会と第19期中央委員会第2回、第3回、第4回、第5回全体会議の精神を全面的に徹底し、「五位一体」（訳注：①経済建設、②政治建設、③文化建設、④社会建設、⑤エコ文明建設の五つの面の建設の一体化）の総体的配置の統一的推進及び「4つの全面」（訳注：①ややゆとりのある社会の全面的建設、②改革の全面的深化、③全面的な法による国家統治、④全面的な厳しい党内統治）の戦略的配置の協調的推進をめぐり、安定的な発展という事業の総基調を堅持し、高品質な発展を推進することをテーマとし、供給側構造改革を深化させることを主軸とし、改革革新を根本的な原動力とし、人民の日増しに増大する素晴らしい生活へのニーズに応じていくことを根本的な目的とし、新たな発展段階に立脚し、新たな発展理念を貫徹し、新たな発展構造を構築し、知的財産権保護強化が所有権保護制度充実化の最も重要な内容、国の経済競争力を高める最も大きなインセンティブであることを深く理解し、知的財産権の創造、活用、保護、管理とサービスのフルチェーンを貫通させ、知的財産権保護の国際協力を一層強化し、「制度充実化、保護厳格化、運用効率化、サービス便利化、文化自覚化」のオープンでウィンウィンな知的財産権強国を作り、革新型国家と社会主義近代化強国の建設に堅固な保障を提供する。

(二) 業務原則

一 法の支配と厳格な保護 法による国家統治の全面的推進という基本的方策を徹底し、厳格に法に基づいて知的財産権を保護し、社会の公正、正義と権利者の合法的權益を確実に擁護する。

一 改革駆動・品質主導 知的財産権領域の改革を深化させ、一層整った要素市場化配置体制メカニズムを構築し、知的財産権制度のイノベーションを促進するための基本的な保障作用をより効果的に発揮し、高品質な発展に向けた絶え間ない原動力を提供する。

一 重点集中・統一調整 戦略による引率を堅持し、統一的に企画し、重点領域と重大な需要を強調し、知的財産権と経済、テクノロジー、文化、社会など各方面との深い融合発展を推進する。

一 科学的統治・ウィンウィンな協力 人類運命共同体の理念を堅持し、国際的視野で知的財産権の改革発展を画策・推進し、「開放的、包摂的で、均衡ある、あまねく恩恵のある」知的財産権

国際規則の構築を推進し、革新創造の恩恵がより多くの各国人民まで及ぶようにする。

(三) 発展目標

2025年までに、知的財産権強国の建設に係る明らかな成果をあげ、知的財産権保護は一層厳格化され、社会満足度は比較的高いレベルに達し、それを維持し、知的財産権の市場価値はより明確になり、ブランドの競争力は大幅に向上し、専利集約型産業の付加価値のGDPに占める比率は13%に達し、版權産業の付加価値のGDPに占める比率は7.5%に達し、知的財産権使用料の年間輸出入総額は3500億元に達し、万人当たりの高価値な発明専利の保有件数は12件に達する（上記の指標は全て期待指標である）。

2035年までに、我が国における知的財産権の総合的競争力は世界トップレベルとなり、知的財産権制度は整備され、知的財産権はイノベーション、創業が盛んに発展するように促進し、社会全体の知的財産権に関する文化的な自覚の基本が形成され、様々な形で知的財産権のグローバル統治に参加する国際協力構造が全方位的に基本的に形成され、中国の特色ある、世界レベルの知的財産権強国は基本的に完成する。

三、社会主義の近代化に向けた知的財産権制度の構築

(四) カテゴリが出揃い、構造が緊密で内外に調和のとれた法律体系を構築する。

知的財産権の基礎的な法律研究を展開し、各特別法令をうまく連動させ、法律法規の適用性と統一性を強化する。実情に応じて適時に専利法、商標法、著作権法及び植物新品種保護条例を改定し、地理的表示、意匠権などの特別法の制定を模索し、地理的表示保護に関する特別保護と商標保護を連携させた統一的な制度を整備し、集積回路の回路配置デザインに関する法規を整備する。営業秘密保護強化に関する法律法規を制定・改定し、知的財産権濫用行為を規制する法律制度及び知的財産権に関連する独占禁止、不正競争防止などの分野の立法を充実化させる。科学技術進歩法を修正する。関連訴訟法の改定及び実施徹底を鑑みて、知的財産権の裁判法則に適合する特別手続き法律制度の確立と整備を検討する。ビッグデータ、AI、遺伝子工学など新分野・新業態における知的財産権立法を加速化させる。科学技術の進歩と経済社会の発展情勢の必要に適應するように、法に基づいて知的財産権法律法規の立法、改定、廃止と解釈を適時に推進し、保護客体の範囲を適時に拡大し、保護基準を高め、権利侵害に対する懲罰的賠償制度を全面的に確立・実施し、損害賠償額を高める。

(五) 職責統一化、科学的・規範的で、優れたサービスを備えた管理体制を構築する。

持続的に管理体制メカニズムを最適化し、中央の知的財産権保護に対するマクロ管理、地域協調

と渉外事項の統括などに関する処理権を強化し、機構建設を強化し続け、管理に係る効能を向上させる。国家地域協調発展戦略をめぐり、地域の知的財産権戦略を制定・実施し、知的財産権強省、強市の建設を深化させ、地域における知的財産権の協調的発展を促進する。一流の専利商標審査機構建設プロジェクトを実施し、専利商標審査官制度を確立し、専利商標審査連携メカニズムを最適化し、審査の品質と効率を向上させる。政府に監督・管理され、社会に監督され、業界が自粛し、機構が自治を行う知的財産権サービス業監督管理体系を構築する。

(六) 公平公正で、科学的な評価をする政策体系を構築する。

保護厳格化の政策方向性を堅持し、知的財産権の権益配分メカニズムを整備し、知識の価値を増やすことを方向性とする配分制度を整備し、知的財産権の価値の実現を促進する。保護強化を方向性とする専利商標審査政策を整備する。著作権登録制度、ネットワーク保護と取引規則を整備する。知的財産権審査登録登記政策の調整メカニズムを充実化させ、審査の動的管理メカニズムを確立する。知的財産権政策の合法性と公正競争に関する健全な審査制度を確立する。知的財産権に関する公共政策の評価メカニズムを確立する。

(七) 新興分野及び特定分野に速やかに対応し、かつ、合理的な保護を図るための知的財産権規則体系を構築する。

新技術、新産業、新業態、新モデルにおける知的財産権の保護のための規則を確立、整備する。インターネット分野の知的財産権保護制度の整備を模索する。データに関する知的財産権保護規則の確立を検討する。オープンソースの知的財産権と法律体系を整備する。アルゴリズム、ビジネス方法、AIによる産出物の知的財産権保護規則の整備を検討する。遺伝資源、伝統的知識、民間文芸などの入手と恩恵共有制度の構築を強化し、無形文化財の収集、整理及び実用化を強化する。中医薬に関連する伝統的知識の保護と近代知的財産権制度の効果的な連動を推進し、中医薬に関わる知的財産権総合保護体系を一層充実化させ、中医薬専利の特別審査と保護メカニズムを確立し、中医薬の承継と革新的な発展を促進する。

四、国際的に一流のビジネス環境を支える知的財産権保護体系の構築

(八) 公正的・効率的で、管轄が科学的で、権利の境界が明確で、体系の整った司法保護体制を改善する。

ハイレベルな知的財産権裁判機構建設プロジェクトを実施し、裁判の基礎、制度的メカニズム及びインテリジェント法院（智慧法院）の構築を推し進める。知的財産権の裁判機構を整備し、裁判機構の配置を最適化し、上訴審理メカニズムを充実化させ、知的財産権をめぐる民事、刑事、行政

事件の「三位一体」裁判メカニズムの改革を深く推進し、事件審理専門化、管轄集中化及び手続き集約化の裁判体系を構築する。知的財産権法官の専門的な訓練と職業化選抜を強化し、技術調査官チームの養成を強化し、事件裁判の品質と効率を確保する。地域横断的知的財産権遠隔訴訟プラットフォームの構築を積極的に推進する。知的財産権の司法裁判基準と法律適用を統一させ、裁判規則を整備する。刑事による摘発に更に力を入れ、知的財産権犯罪捜査業務制度を整備する。知的財産権関連の司法解釈を改定し、充実化させ、関連の知的財産権侵害犯罪事件の立件、起訴の基準を策定する。知的財産権事件に対する検察、監督メカニズムの構築を強化し、量刑意見指導と抗訴指導を強化する。

(九) 便利で効率的、厳格で公正、オープンで透明な行政保護体系を整備する。

法に基づいて関連行政部門の調査権、処罰権と強制権を科学的に配置し、行使する。統一的・協調的な法執行基準、証拠規則と事例指導制度を確立する。行政法執行者の専門化、職業化レベルを大いに向上させ、行政保護技術調査官制度の確立を模索する。知的財産権行政法執行監督管理プラットフォームを構築し、法執行監督管理の近代化、インテリジェント化のレベルを向上させる。知的財産権侵害紛争の検査、鑑定業務体系を確立し、充実化させる。専利権侵害紛争の行政裁定制度の役割を発揮し、行政裁定の執行に力を入れる。当事者の申請による知的財産権紛争行政調停調書の司法確認制度を模索する。地域横断的、部門横断的な法執行保護連携メカニズムを整備する。対外貿易知的財産権保護調査メカニズム及び自由貿易試験区における知的財産権保護の専用メカニズムを確立する。知的財産権の税関保護を強化し、国際的な知的財産権法執行の協力を推進する。

(十) 統一的な指導下における、スムーズな連動、迅速で効率的な協調保護のための構造を整備する。

党中央による集中的で統一的な指導を堅持し、政府が責任をもって職責を履行し、法執行部門が厳格に監督管理し、司法機関が公正な司法を担い、市場主体がその管理を規範化させ、業界組織が自粛、自治し、社会公衆が誠実に法令を遵守する知的財産権の協調保護を実現させる。知的財産権保護体系構築プロジェクトを実施する。行政機関と司法機関の職責権限と管轄範囲を明確にし、知的財産権の行政保護と司法保護の連携メカニズムを整備し、保護のための協力を醸成する。知的財産権仲裁、調停、公証、鑑定及び権利擁護支援体系を確立し、充実化させ、関連制度建設を強化する。知的財産権信用監督管理体系を整備し、知的財産権信用監督管理メカニズムとプラットフォームの構築を強化し、法令に基づいて知的財産権分野における深刻な信用失墜行為に対する懲戒を実施する。著作権集中管理制度を整備し、著作権集中管理組織に対する支援と監督管理を強化する。地理的表示保護プロジェクトを実施する。知的財産権保護センターネットワークと海外知的財産権

紛争対応指導センターネットワークを構築する。海外知的財産権警報と権利擁護支援情報プラットフォームを構築し、整備する。

五、革新発展を奨励する知的財産権市場運営体制の構築

(十一) 企業を主体とし、市場を指向とする質の高い創造体制を整備する。

品質と価値の基準に基づいて、知的財産権審査評価体制を改革・整備する。市場主体が専利、商標、著作権など複数の種類の知的財産権の結合効果を発揮し、高い知的財産権競争力を持つ一連の世界一流企業を育成するよう誘導する。中小企業における知的財産権戦略推進プロジェクトを深く実施する。国家科学技術計画プロジェクトの知的財産権管理を最適化する。生物育種の先進的な技術と重点分野を中心に知的財産権を有する一連の優良な植物新品種の育成を加速し、登録品種の品質を高める。

(十二) 効率的かつ順調に実行され、価値が十分に実現される運用体制を整備する。

専利集約型産業の育成を強化し、専利集約型産業調査体制を構築する。地域発展、政府が投資する重大な経済・科学技術プロジェクトにおける専利ナビゲーションの役割を積極的に発揮し、従来型の優勢産業、戦略的新興産業、未来産業の発展における専利ナビゲーションの応用を大々的に推進する。国有知的財産権の帰属と権益配分体制を改革し、科学研究機関や高等教育機関の知的財産権の処理における自主権を拡大する。財政的に資金援助される科学研究プロジェクトの知的財産権形成のための声明制度を構築・整備する。知的財産権取引価格統計発表体制を構築する。商標ブランドの構築を推進し、馳名商標の保護を強化し、伝統ブランドや老舗ブランドを発展・伝承させ、国際的な影響力を持つ著名商標ブランドを大々的に育成する。団体商標、証明商標制度の役割を発揮し、「特色が鮮明で、競争力が高く、市場の信用・名誉が高い」産業クラスターブランドと地域ブランドを育成する。地理的表示と特色ある産業の発展、生態文明の建設、歴史文化の伝承及び農村振興の有機的融合を推進し、地理的表示ブランドの影響力と製品の付加価値を引き上げる。地理的表示農産物保護プロジェクトを実施する。知的財産権試行・模範活動を着実に展開し、企業、高等教育機関、科学研究機構による知的財産権管理体系の整備を推進し、高等教育機関、科学研究機構による専門化した知的財産権移転・転化機構の設立を奨励する。

(十三) 規範的で秩序のある、活力に満ちた市場化運営体制を構築する。

知的財産権に関わる代理、法律、情報、コンサルティングなどのサービスのレベルを高め、知的財産権の資産評価、取引、転化、供託、投資・融資などの付加価値サービスの展開を支持する。知的財産権運営体系構築プロジェクトを実施し、総合的な知的財産権運営サービスハブプラットフォーム

ームを作り上げ、産業に焦点を当て、地域を牽引する運営プラットフォームを構築し、国際化・市場化・専門化した知的財産権サービス機構を育成し、知的財産権サービス業の格付分類評価を展開する。無形資産評価制度を整備し、奨励と監督管理の調和がとれた管理体制を形成する。知的財産権金融を積極的かつ着実に発展させ、知的財産権の質権設定情報プラットフォームを整備し、各種の知的財産権の混合質権設定と保険の展開を奨励し、知的財産権融資モデルの革新を規範的に模索する。著作権取引・サービスプラットフォームを整備し、著作物の資産評価、登録認証、質権設定融資などのサービスを強化する。国家著作権革新発展建設の試行活動を展開する。全国著作権展示会の許諾取引体系を育成する。

六、大衆の便宜を図る知的財産権公共サービス体系の構築

(十四) 包括的で、サービスが規範化され、インテリジェントで効率的な公共サービスの提供を強化する。

知的財産権の公共サービスインテリジェント化構築プロジェクトを実施し、国家知的財産権ビッグデータセンター及び公共サービスプラットフォームを整備し、各種の知的財産権基礎情報の公開の深さと幅を拡大し、経済、科学技術、金融、法律などの情報との共有・融合を実現する。「インターネットプラス」政務サービスを着実に推進し、新技術を十分に利用してインテリジェント化した専利・商標審査管理システムを構築し、審査プロセスを最適化し、知的財産権政務サービスの「一网通办（各種手続きが1つのサイトで行える）」と「ワンストップ式」サービスを実現する。基幹サービスネットワークを整備し、技術革新支援センターなどのサービス拠点を拡大し、政府が主導し、多角的に参加し、相互に連携して共有する知的財産権公共サービス体系を構築する。専門的で便利な知的財産権公共コンサルティングサービスを強化し、中小企業とスタートアップ企業の知的財産権公共サービス体制を整備する。国際展示会の知的財産権サービス体制を整備する。

(十五) 公共サービスの標準化、規範化、ネットワーク化の建設を強化する。

知的財産権公共サービス事項と範囲を明確にし、公共サービス事項リストとサービス基準を制定する。格付けかつ分類される知的財産権公共サービス機構の建設を統一的に推進し、ハイレベルの専門化サービス機構を大々的に発展させる。情報技術の効果的な利用、オンライン・オフライン手法の総合的な運用を通じて、知的財産権公共サービスの効率を向上させる。意思疎通ルートを円滑化し、知的財産権公共サービスの社会満足度を向上させる。

(十六) データが標準化し、資源が統合され、効率的に利用される情報サービスモデルを構築する。

知的財産権データ標準の制定とデータ資源の供給を強化し、市場化・社会化した情報加工・サービス体制を構築する。知的財産権データ取引市場を規範化し、知的財産権情報の公開・共有を推進し、データ公開とデータプライバシー保護の関係をしっかりと処理し、送信・利用効率を向上させ、知的財産権データ資源の市場価値を十分に実現する。知的財産権情報公共サービスと市場化サービスの協調的発展を推進する。国際知的財産権データ交換を強化し、グローバルな知的財産権情報の運用能力とレベルを引き上げる。

七、知的財産権の質の高い発展を促進する人文社会環境の醸成

(十七) 「知識尊重、革新提唱、誠実順法、公平競争」という知的財産権文化理念を作る。

教育指導、実践育成及び制度保証を強化し、市民の知的財産権を自覚的に尊重・保護する行動習慣を育成し、権利侵害・模倣行為を自覚的に制止する。革新文化を提唱し、信義誠実の理念と契約精神を発揚し、鋭意革新や誠実経営の典型企業を大々的に宣伝し、企業が知的財産権を尊重・保護する社会責任を自覚的に履行するよう誘導する。公平に競争する文化雰囲気づくりを強化し、新時代の知的財産権文化の自覚と文化の自信を育成し、知的財産権文化と法治文化、革新文化、市民の道徳・教養との融合・共生、相互促進を推進する。

(十八) 内容が新規で、形態が多様化し、融合発展する知的財産権文化伝達マトリックスを構築する。

従来メディアと新興メディアが融合発展する知的財産権文化伝達プラットフォームを造り上げ、ソーシャルメディア、ショートビデオ、クライアントなどの新しいメディアチャンネルを拡大する。内容や形態、手段を革新し、涉外知的財産権の宣伝を強化し、国内外をカバーするオールメディア伝達パターンを形成し、知的財産権宣伝ブランドを造り上げる。国家知的財産権ハイエンドシンクタンクと特色あるシンクタンクを大々的に発展させ、理論と政策研究を深化させ、国際的な学術交流を強化する。

(十九) より開放的で、より積極的で、より活力のある知的財産権人材発展環境を醸成する。

知的財産権人材の育成、評価奨励、流動化配置体制を整備する。学位の授権を自主的に審査する高等教育機関が、知的財産権の一級学科を設立するよう支持する。知的財産権専門職学位の論証・設置を推進する。知的財産権専門人材育成計画を実施する。関連高等教育機関に依託して一連の国家知的財産権人材育成基地を配置し、関連高等教育機関の二級知的財産権学院の建設を強化する。知的財産権管理部門の公職弁護士チームの建設を強化し、涉外知的財産権弁護士の育成と研修活動をししっかりと行い、知的財産権国際化人材の育成を強化する。一連の知的財産権関連の精選課程を

開発する。幹部の知的財産権学習・教育を展開する。小中高校の知的財産権教育を更に推進し、青少年の知的財産権意識を継続的に高める。

八、知的財産権のグローバルガバナンスへの参加の促進

(二十) 知的財産権グローバルガバナンス体系の改革と建設に積極的に参加する。

知的財産権分野の対外開放を拡大し、国際対話交流体制を整備し、知的財産権及び関連国際貿易、国際投資などの国際規則や標準の整備を推進する。経済貿易に関連する多国間・二国間知的財産権対外交渉を積極的に推進する。知的財産権に関わる涉外リスク予防・抑制体系を構築する。各国の知的財産権審査機構との連携を強化し、審査情報の共有を推進する。国際知的財産権訴訟の選択優先地を造り上げる。知的財産権仲裁の国際化レベルを引き上げる。ハイレベルの外国機構が中国で知的財産権サービスを展開するよう奨励する。

(二十一) 多国間・二国間の調整・連携された国際協力網を構築する。

知的財産権に関わる多国間協力体系を積極的に維持しかつ発展させ、国連、世界貿易機関などの国際的な枠組みや多国間体制における協力を強化する。「一帯一路」共同建設の国・地域の知的財産権に係る実務協力を深化させ、ハイレベル協力プラットフォームを造り上げ、情報、データ資源プロジェクトの協力を推進し、「一帯一路」共同建設の国・地域に対して専利検索、審査、研修などの多様化したサービスを提供する。知的財産権の対外活動を強化する。知的財産権に関わる国際交流・協力における非政府組織の役割を積極的に発揮する。海外専利レイアウトルートを拡大する。専利と国際標準の制定との効果的な結合を推進する。中国商標ブランドの良好なイメージを醸成し、地理的表示の相互認証・相互保護を推進し、中国商標ブランドと地理的表示製品のグローバルプロモーションを強化する。

九、組織保障

(二十二) 組織による指導を強化する。

党による知的財産権強国の建設業務の指導を全面的に強化し、国務院知的財産権戦略実施事業部際聯席会議の役割を十分に発揮し、統一的に指導し、部門が協力し、上下部門が連携する業務体系を構築し、本綱要の年度推進計画を制定・実施しかつ実行に移す。各地区と各部門はこれを高く重視し、組織による指導を強化し、役割分担を明確にし、本綱要の実施と国民経済・社会発展計画、重点特別計画及び関連政策とが調整された業務体制を構築・整備し、実情を踏まえて関連任務・措置を統一的に手配し、逐一に実行しなければならない。

(二十三) 条件保障を強化する。

中央と地方の財政投入保障制度を整備し、本綱要の実施への支援を強化する。財政・税務、投資・融資などの関連政策を総合的に運用し、多角的で複数ルートの資金投入体系を形成し、重点を協調し、構造を最適化し、任務の実行を保障する。国家の関連規定に従い、知的財産権強国の建設業務において顕著な貢献をした団体や個人を表彰する。

(二十四) 考査・評価を強化する。

国家知識産権局は関係部門と共同で、本綱要実施の動的調整体制を構築し、年度監視及び定期的な評価・まとめを展開し、業務や任務の実行状況を督促・検査し、かつ関連業務の評価に盛り込み、重要状況について手続に従って速やかに党中央・国務院に報告して指示を仰ぐ。党・政府指導幹部と国有企業の指導者グループの考査において、知的財産権関連業務の業績を重点的に把握する。地方の各級政府は督促検査・考課を強化し、知的財産権強国の建設業務を督促検査・考課範囲に盛り込まなければならない。

(新華社)

出典：9月23日付け中国国家知識産権局ウェブサイトより引用

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/9/23/art_2742_170305.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。